

両親と同居したいが、今の住宅では部屋が足りない

子ども達が近くに住んでくれると安心

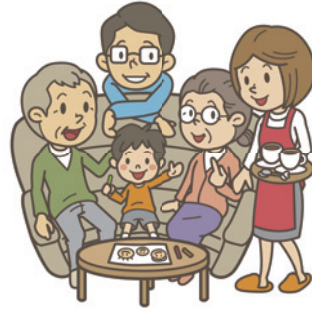
4月から申請を受付中!

〈親元同居・近居支援補助金制度〉

狭山市に住む「親世帯」と同居・近居する「子世帯」を応援します!

46歳未満が対象

市内にお住まいの「親世帯」と同居または近くに住むために、市外から転入する「子世帯」に対して、住宅の新築や取得、増改築などに係る費用の一部を補助する制度が、平成 29 年 4 月からスタートしました。同居や近居という暮らし方は、親の介護や子どもの見守りなど、必要なときに、お互いに支え合えるという安心感があります。また、若い世代が増えることは、地域コミュニティの活性化にもつながります。ぜひ、市外にお住まいのお子さんに、この制度をご紹介ください。



補助対象	住宅を「新築」か「取得」	同居するために住宅を「増改築」
	居住床面積が50平方メートル以上の住宅を新築か取得する際の費用 ※申請者の名義(同居者との共有名義可)で、所有権保存登記か所有権移転登記されていること	床面積の増加や間取りの変更など、世帯人数が増えることで必要な工事の費用 ※増改築後の居住床面積が50平方メートル以上の住宅が対象
補助額	40万円 (加算により最大60万円)	工事費の20%で上限30万円 (加算により最大50万円)
	※次の場合、補助額にそれぞれ10万円を加算します ① 市内事業者を利用した場合 ② 子世帯が18歳未満の子(出産予定を含む)を3人以上養育している場合	
申請できる方	平成29年4月1日以降に狭山市に転入した世帯(単身世帯を除く)で、次のすべてに該当する方 ① 申請者か配偶者のいずれかの年齢が46歳未満で、補助を受けようとする住宅に今後5年以上居住し、自治会に加入する意思がある ② 申請者か配偶者のいずれかの親が、市内に引き続き3年以上居住している ③ 申請者とその同居者に市税の滞納がなく、過去に狭山市の同様の補助を受けていない	
事前相談	事前相談書(政策企画課総合戦略推進室に用意。ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入し、同室(郵送可)へ ※事前相談書の内容を確認後、申し込みの可否を連絡します	



親世帯 北入曾在住
宮野さん(2人家族)

娘夫婦と孫が近くに住んでくれるようになり、毎日が明るくとても楽しくなりました。お互い一定の距離を保ちながらも、助け合える関係がいいですね。

結婚を機に、実家のある狭山市に転入しました。親の近くに住むことで、安心感がありますし、困ったときはお互い助け合える良い関係を築けています。



子世帯 北入曾在住
潮さん(5人家族)

問合せ政策企画課総合戦略推進室へ内線 7151

安全で安心して暮らせるまちをめざして【市民生活】

文化活動を促進するとともに、文化財の適切な保護や民俗芸能の保存と継承に取り組んでいきます。

危機管理・防災対策/さまざまな危機に、迅速かつ的確に対応できる体制の強化と、被災者支援システムのさらなる充実を図るなど、防災と減災に努めます。また、市民、事業者、行政の責務や役割を明確にした「防災基本条例」の制定に取り組みとともに、「入曽地区防災計画」を策定して、地域防災力の向上を図ります。さらに、防災行政無線のデジタル化を進めます。消防団/第6分団第1部の車庫を更新するなど、引き続き、地域防災の中核となる消防団の充実を図っていきます。防犯対策/「狭山市犯罪情報の住民提供等に関する協定」に基づき、市民への犯罪情報の提供と注意喚起を行います。交通安全対策/「第10次狭山市交通安全計画」に基づき、交通事故防止対策を積極的かつ効果的に推進します。市営住宅/長寿命化計画に基づき、居住環境の維持・向上に努めます。

また、鶴ノ木団地建替事業は、集会所や公園などを整備します。入曽公民館の更新/公民館の機能を継承しつつ、地域住民の相互の連携や交流を促進するため、旧入間中学校跡地を活用する、「入曽地区地域交流施設(仮称)」の設計に着手します。

構想実現のために【計画推進】



シティプロモーション活動を積極的に推進(旧入間中学校でのCM撮影風景)

機能的で活力のある組織運営の推進/「第4次狭山市総合計画」や「狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進する体制を充実させ、喫緊の政策課題に対応します。また、職員の積極的な研修派遣、人事評価制度の定着による人事管理制度の充実、職員のワークライフバラ

ンスの適正化を通じて職員一人ひとりの能力が最大限発揮できる、活力のある組織づくりに努めます。公共施設などの計画的な管理/公共施設の効率的・効果的な再編に向けて、「狭山市公共施設等総合管理計画」に沿った具体的な計画を策定します。健全な財政運営の推進/新たに「市税等徴収指導員」の配置や納税呼びかけセンターの設置期間を延長するなど、徴収体制を強化し、収納率の向上を図っていきます。また、ふるさと納税制度の返礼品を充実させ、財源の確保と、狭山市のPRにつなげていきます。効率的・効果的な行政運営の推進/経営的な視点に立った不断の行財政改革に取り組みます。また、計画、予算、決算、評価を連動させたPDCAマネジメントサイクルに基づき、事務事業の効率的、効果的な実施を図るとともに、周辺自治体、各種団体、民間企業などとの連携や情報通信技術の活用により、行政サービスの向上と事務事業のコスト削減を図ります。積極的な情報発信・収集/市のイメージアップと市民の郷土愛の醸成を図るため、シティプロモーション活動に取り組みます。また、事前キャンペーン地に立候補している2019年のラグビーワールド

カップ日本大会と2020年の東京オリンピックの情報収集に努めます。市民サービスの向上/休日に住民異動に関連する手続きができるよう、4月から毎月第4日曜日の午前中に、市役所窓口の一部を開設します。協働の推進/市民主体の協働によるまちづくりを基本理念とした「まちづくり条例」の制定に取り組みます。

【結び】

私は、市民の皆さんが本市の魅力を実感し、狭山市が、将来にわたって健全に発展し続けることが、今、求められていると考えています。そのためにも必要となるのは、どんな状況になっても耐えうる財政です。また、現状を維持するだけでなく、時代に合わせた改革を実行していく、強い決意です。さらに、人口減少社会を前提に、その影響を最小限にとどめ、将来への希望を生み出そうとする知恵と工夫とチームワークです。そして、明るい狭山市の将来を信じる多くの市民の力です。私たちは必ず実現できます。この一年、初心である「情熱一番」をモットーに、全力で市政運営に取り組んでまいります。問合せ財政課へ内線7112